

令和6年度 第5回 静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会 議事要旨

1 日 時 令和7年3月5日(水) 午後6時30分～午後8時00分

2 場 所 静岡市役所 清水庁舎3階 第1会議室

3 出席者 (委員) 田宮会長、石川委員、大谷委員、小寫委員、小林委員、土屋委員、南條委員、保下委員、松田委員、宮下委員、吉田委員

(事務局) 橋本子ども未来局長、岡本子ども未来局次長、萩原子育て教育政策監、西島参与兼子ども未来課長、杉本子ども未来課子ども政策係長、繁竹青少年育成課長、澤本子ども若者相談担当課長兼子ども若者相談センター所長、松浦幼保支援課長、國分参与兼こども園課長、松下参与兼子ども家庭課長、大石参与兼児童相談所所長、内山児童生徒支援課長、寺田障害者福祉企画課長、三浦障害者支援推進課長、その他事務担当職員

4 傍聴者 1名

5 議 題

- (1) 第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- (2) 保育所等の設置認可・定員変更に係る意見聴取について
- (3) 「静岡市子ども・子育て・若者プラン」令和7年度実施計画について

6 報告事項

- (1) 令和7年度組織機構改正の概要について
- (2) 静岡県社会的養育推進計画(静岡県・静岡市・浜松市合同)の改定について

## 7 会議内容

### ■議題（1）第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画の策定について

#### 発言内容

##### ○大谷委員（質疑）

乳児等通園支援事業について、利用認定の申請方法や手続き、利用方法についてお伺いしたい。また、一時預かり事業との違いを教えてください。

##### ⇒幼保支援課担当者

令和7年度の利用認定の申請については、今年度の試行的事業と同様にインターネット等によるオンライン申請に加えて各区子育て支援課の窓口での案内を検討している。

また、令和6年度は制度利用を必要としていたと考えられる世帯に優先的に利用していただくため、「子育ての負担が大きい」もしくは「子どもの成長等に不安を感じている」世帯などの認定要件を設けていたが、令和7年度は年齢要件を満たす全ての未就園児が対象となる。

令和7年度、国が構築した予約システムを活用する予定だが、制度利用を希望される方は、市に対し利用認定申請を行い、要件を満たしていることが確認できた場合、市から利用者へシステムのアカウントを付与する。利用者はそのシステムで、利用を希望する施設との事前面談や利用予約を行う。

一時預かり事業は保護者のリフレッシュ等のための利用を想定しており、保護者の支援が主な目的となっているが、乳児等通園支援事業はこうした保護者の支援だけではなく、こどもが通園開始前に集団生活等を経験することができるなど、こどもの成長を支援する目的がある。

利用時間は1か月10時間としているが、これは、今までの一時預かり等の利用状況を鑑み、国が設定をした時間となる。

令和8年度の本格実施では、乳児等のための支援給付制度となるが、今後、国が時間等の詳細について変更する可能性はある。

### ■議題（2）保育所等の設置認可・定員変更に係る意見聴取について

##### ○宮下委員（意見）

この数年の傾向として、1号定員のこどもの人数が非常に減少しているということを踏まえ、ニーズのある2号定員や3号定員が増加すると思う。令和7年度に新制度ではない園が静岡市内で3か園、それ以外は新制度に移行している。今後も1号定員が減少することは続いていくと思う。

○松田委員（意見）

保育所の現状は、職員の不足、保育士不足が深刻です。施設を増やしても、働く職員が減少し、園児を受け入れができないことがある。また、特別な支援が必要な子も増え、業務が複雑になり、多様化している。乳児等通園支援事業についても、現場の方がやりやすい制度、可能であれば静岡型を作り、現場と市民の皆さんがより良い使い方ができるような制度になると助かる。1号定員や2号定員については、少子化の影響もあり、引き続き臨機応変に対応していただきたい。

○田宮会長（意見）

パブコメの中にも年度途中の入園のことが出ていたが、やはり現場の視点を抜かしては考えられない。こどもを中心に考えたときにこどもの安全安心、教育的な育ちに関わる部分というものをどのようにしていくかというところも発信をしていかなければならないと感じた。

### ■議題（3）「静岡市子ども・子育て・若者プラン」令和7年度実施計画について

○田宮会長（質疑）

5歳児健診の方法について、お伺いしたい。

⇒子ども家庭課長

令和7年度は、モデル実施という形で試行的に行う。令和8年度の本格実施の際は、静岡市内にお住まいの5歳児全員を対象とし、在籍する園を会場にする予定。お子さんの普段の様子、社会性の発達などから鑑みることになるため、普段生活している場を健診の場として使用することを考えている。

○田宮会長（意見）

5歳では小学校が目前であり、療育に繋げるためには3～4歳で実施する方が良いのではないかと思う。巡回相談で訪問すると、3歳児健診で気づかれないケースが多いと感じている。今後、試行的実施した結果を分析する必要がある。

○南條委員（意見）

小学校の就学児前健診は10月末から11月に実施される。その時に気が付いても、そこから特別支援学級への支援に繋げることは難しく、各園で保護者へ日常のことについて説明をしても「認めたくない」という保護者の皆さんの思いがある。保護者は健診を受けた後に結果を聞く方が受け入れやすいと思う。

療育へ繋げるための5歳児健診であれば、発達検査を受けてもらうまでにすごく時間がかかるため実施時期が遅いと感じた。小学校入学時に特別支援学級へ進級する決定は11月の頭でないと間に合わない。これが最終となる。しかも保護者の方とリレーションのない中で、「再検査をさせてください」と言い、面談をしても、「小学校に入学後こんなことができるよね」「こんな支援を入学前までにしてみてください」くらいしか伝えられないので、こどもにはとてもつらいことだと思う。

○田宮会長（意見）

5歳児健診を試行実施するのであれば、それをどのような形で園や学校等の関係機関が受け止めたのかをきちんとヒアリングしてもらえるといいと思う。「子ども・子育て・若者プラン」で計画し、実施するが、試行的実施の内容も今後反映すべきである。

○宮下委員（意見）

5歳児健診と聞いた時に5歳が年長児と感じるが、4歳の年中児が対象となる。健診対象者が誤解されやすいため、括弧して年中児など、わかるような名称にしたほうがいいと思う。健診方法については、保育所・幼稚園も一緒になって考えている。

○田宮会長（意見）

在籍する園で実施する場合、5歳児は年長というイメージがある。保健所等に行って受診する3歳児健診や1歳半健診と同じように市民がイメージすると、年中児が健診対象となりにくいため、事業名については検討が必要と感じる。

○吉田委員（意見）

現状、発達検査を受けるためには1年半前から予約が必要であり、さらに療育支援へ繋げるためには時間がかかる。園等での集団行動が始まった一年後の年中児にて外部の人から健診結果を伝えられるのは良いと思う。

○田宮会長（意見）

発達検査を受けるには時間がかかり、すぐに対応できないことがある。この点についてはもう少し広い視野で考えていただきたい。

■報告事項（1）令和7年度組織機構改正の概要について

○土屋委員（質疑）

青少年の補導について、担当はどこになるのか。ゴールデンウィーク明けにこども未来局が清水から静岡へ異動するのか。

⇒青少年育成課長

現在、青少年育成課にある指導係にて補導活動等を行っている。4月以降は、こども若者応援課のこども若者相談センターに補導活動等を行う業務が移管される。4月は清水庁舎だが、5月のゴールデンウィーク中に引っ越しを行い、5月7日以降こども若者応援課は静岡庁舎の本館で業務を行う予定。

■田宮会長（総括）

以上で会議を終了する。